

詳細情報	hH200413S0010		
掲載（所管）部局	保険局		
告示日	令和2年4月10日		
種別・番号	令和2年厚生労働省告示第180号		
件名	健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する告示		
告示資料	告示文	厚生労働省PDF	
制定・改正又は廃止される法令等	・健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第488号）		クリック注
パブリックコメント	【案件番号：495190459】「健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する告示（案）」に対する意見募集の結果について		
	提出意見数	0 件	提出意見を踏まえた案の修正の有無 無 クリック

◆凡例

厚生労働省PDF：厚生労働省法令等データベースサービスのPDFデータを引用しています。

◆「制定・改正又は廃止される法令等」のリンク先について

・「[クリック注](#)」：閲覧時期により、施行前、施行後、施行後で未だ更新されていない又は廃止等の場合がありますので、最終更新日を確認のうえご利用ください。

また、「厚生労働省法令等データベースサービス」より削除された場合もありますので、ご注意ください。